治 政 寸 体 設 立 届

(提出日) 令和 年 月 日

務 大 臣 総

宛

秋田県選挙管理委員会

政治団体の名称

事務所の所在地

代表者の氏名

政治資金規正法第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

					記						
ふ り が	な	政治団体の区分									
							政 党	□ 政党	色の支部		
		□ 政治資金団体									
名	称										
					治団体						
							□ その他の政治団体 □ その他の政治団体の支部				
目	的	別紙の	とおり		組織年月日		令和	年	月	日	
主たる事	务所	(〒	_) (電訊	f)		
の所在	地										
主たる活動区域			□秋田県□	内のみ	* ()	□全国	□全国(2都道府県以上)		
区	分	分 氏 名			住所・電話番号			生年	生年月日 選付		
ふり が) が な			(〒 −)			昭和・平成 令和				
代表	者			/ ≠	⇒ r		\	•	•	• •	
> 10 18	2			(電)	177.f.		۸ T.,	
ふり が	な			Ē)	_)		昭和	・平成	令和	
会計責任者											
	LH			(電	話)				
ふりがな				(7)		昭和	・平成	令和	
会計責任者の											
								•	•		
職務代行者				(電	話)				
支部の有無		□ 有□ 無		金田 金	11の原連世界	の海田	則核の右無		有		
				課税上の優遇措置の適用関係の有無			対体の作無		無		
		□政治資金規正法第19			代表者である公職の候補者に係る公職の種類						
	身	条の7第1項第1号に			□衆議院議員(現職) □衆議院議員(候補者等)						
国会議員	存	係る国会議員関係政治			□参議院議員(現職) □参議院議員(候補者等)						
関 係		団体									
政治団体			正法第19	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			候補者に	候補者に係る公職の種類			
の区分		条の7第1項第2号に			ふりがな)		□衆議院議員(現職) □衆議院議員(候補者等)				
		係る国会議員関係政治 団体					□参議院議員(現職) □参議院議員(候補者等)				
							書				
/H- 野生	委	員 長	書記長		副書記長	割書記長 目 日本		記			
供覧										月日	

(備 考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 設立から7日以内に届け出ること。
- 3 代表者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を 行うこと。ただし、代表者本人の署名又は記名押印の場合は、この限りでない。
- 4 政治団体の支部にあっては、「名称」欄にその名称を記載届け出ることするとともに、 当該支部を支部とする政治団体の名称を「(本部)何々」の例により記載すること。
- 5 「□」内には、該当するものに「✔」を記入又は黒塗り「■」すること。
- 6 「組織年月日」欄には、政治団体の組織の日又は法第3条第1項各号又は第5条第1項各号の団体となった日を記載すること。なお、法第18条の2第1項の規定による政治団体(以下「特定パーテイ開催団体」という。)にあっては、政治団体とみなされることとなった日を記載すること。
- 7 「主たる事務所の所在地」欄には、例えば、「秋田市区○○1丁目1番1号○○会館 ○号室」というように詳細に記載すること。
- 8 「主たる活動区域」が秋田県内のみである政治団体にあっては、()内に、例えば、 「甲市」、「甲町及び乙町」というように具体的に記載すること。
 - なお、特定パーテイ開催団体にあっては、開催する政治資金パーテイの開催場所を、例えば、 「秋田市〇〇1丁目1番1号〇〇ホテル〇〇の間」というように詳細に記載すること。
- 9 「課税上の優遇措置の適用関係の有無」とは、租税特別措置法第41条の18第1項各 号のいずれかに該当するか否かにより記入すること。
 - ※政党や現職の国会議員、知事、県議会議員の後援会等(候補者等の後援会の場合は立候補 した年及びその前年に限る)については、課税上の優遇措置の適用を受けることができる。 その場合は、本設立届と併せて「国会議員関係政治団体に該当する旨の通知」または 「被推薦書」を提出すること。
- 10 政党、政治資金団体又はその他の政治団体がこの届出をする際には、法第6条第2項に 規定する綱領、党則、規約その他の政令で定める文書を併せて提出すること。なお、特定 パーテイ開催団体にあっては、開催計画書その他の政令で定める文書を併せて提出する こと。